

IV 財 政

1. 予算（令和5年度当初）	93
2. 地方債（企業債）現在高	96
3. 補助（助成）金交付状況	97
4. 預託金運用状況	109
5. 基金運用状況	110
6. 決 算	112
7. 市 税	119
8. 市有財産（物品、基金を除く）	122



1 予算（令和5年度当初）

（1）会計別予算総括

会 計 別		令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		前年度との 比 較 (千円)	
		予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)		
一 般 会 計		62,319,600	59.7	61,345,600	59.2	974,000	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	16,808,992	16.1	17,172,467	16.6	△ 363,475	
	後 期 高 齢 者 医 療	2,256,340	2.1	2,153,214	2.1	103,126	
	介 護 保 険	14,815,385	14.2	15,161,248	14.6	△ 345,863	
	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 事 業	89,913	0.1	90,801	0.1	△ 888	
	公 共 浄 化 槽 等 整 備 推 進 事 業	52,178	0.1	50,673	0.0	1,505	
	ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業	38,906	0.0	47,717	0.0	△ 8,811	
	診 療 所	68,045	0.1	70,314	0.1	△ 2,269	
	久 連 子 財 産 区	2,281	0.0	278	0.0	2,003	
	椎 原 財 産 区	238	0.0	234	0.0	4	
	計	34,132,278	32.7	34,746,946	33.5	△ 614,668	
企 業 会 計	水 道	収 益 的 支 出	490,010	0.5	505,054	0.5	△ 15,044
		資 本 的 支 出	327,816	0.3	309,657	0.3	18,159
		小 計	817,826	0.8	814,711	0.8	3,115
	簡 水	収 益 的 支 出	212,624	0.2	216,208	0.2	△ 3,584
		資 本 的 支 出	174,751	0.2	125,032	0.1	49,719
		小 計	387,375	0.4	341,240	0.3	46,135
	下 水 道	収 益 的 支 出	3,178,726	3.0	2,990,993	2.9	187,733
		資 本 的 支 出	3,495,359	3.4	3,417,128	3.3	78,231
		小 計	6,674,085	6.4	6,408,121	6.2	265,964
	計	7,879,286	7.6	7,564,072	7.3	315,214	
	合 計		104,331,164	100.0	103,656,618	100.0	674,546

——メモ——

財 政 指 標	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算
① 財 政 力 指 数	0.50	0.51	0.50
② 経 常 収 支 比 率	94.8%	95.0%	88.8%
③ 実 質 公 債 費 比 率	9.6%	9.4%	9.2%

(2) 一般会計当初予算

①歳入

款 別	令和5年度		令和4年度		前年度との 比 較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 市 税	16,036,090	25.7	15,296,969	24.9	739,121
2 地 方 譲 与 税	617,000	1.0	645,000	1.1	△ 28,000
3 利 子 割 交 付 金	3,000	0.0	7,000	0.0	△ 4,000
4 配 当 割 交 付 金	38,000	0.1	25,000	0.0	13,000
5 株式等譲渡所得割交付金	64,000	0.1	35,000	0.1	29,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	211,000	0.3	159,000	0.3	52,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,990,000	4.8	2,902,000	4.7	88,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0.0	7,100	0.0	1,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	28,000	0.0	32,000	0.1	△ 4,000
10 地 方 特 例 交 付 金	112,608	0.2	85,200	0.1	27,408
11 地 方 交 付 税	15,620,000	25.1	15,894,000	25.9	△ 274,000
12 交通安全対策特別交付金	14,000	0.0	14,000	0.0	0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	228,404	0.4	366,830	0.6	△ 138,426
14 使 用 料 及 び 手 数 料	764,858	1.2	781,080	1.3	△ 16,222
15 国 庫 支 出 金	10,201,004	16.4	10,701,925	17.4	△ 500,921
16 県 支 出 金	5,261,493	8.4	5,338,247	8.7	△ 76,754
17 財 産 収 入	72,434	0.1	86,792	0.1	△ 14,358
18 寄 附 金	2,027,650	3.3	1,224,008	2.0	803,642
19 繰 入 金	1,294,862	2.1	1,322,907	2.2	△ 28,045
20 繰 越 金	1,100,000	1.8	1,100,000	1.8	0
21 諸 収 入	929,997	1.5	901,642	1.5	28,355
22 市 債	4,697,100	7.5	4,419,900	7.2	277,200
合 計	62,319,600	100.0	61,345,600	100.0	974,000

②税目別市税額

税 目	令和5年度		令和4年度		前年度との 比 較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
市 民 税	5,976,000	37.2	5,840,400	38.2	135,600
内 個 人	4,974,000	31.0	4,881,000	31.9	93,000
内 法 人	1,002,000	6.2	959,400	6.3	42,600
固 定 資 産 税	8,664,090	54.1	8,137,569	53.2	526,521
内 固 定 資 産 税	8,620,063	53.8	8,095,758	52.9	524,305
内 固 定 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	44,027	0.3	41,811	0.3	2,216
軽 自 動 車 税	485,000	3.0	479,000	3.2	6,000
市 た ば こ 税	900,000	5.6	833,000	5.4	67,000
入 湯 税	11,000	0.1	7,000	0.0	4,000
合 計	16,036,090	100.0	15,296,969	100.0	739,121

③歳出（目的別）

款 別	令和 5 年度		令和 4 年度		前年度との 比 較 (千円)
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
1 議 会 費	349,645	0.6	354,369	0.6	△ 4,724
2 総 務 費	6,843,713	11.0	7,264,383	11.9	△ 420,670
3 民 生 費	24,184,868	38.8	24,479,898	39.9	△ 295,030
4 衛 生 費	4,319,296	6.9	3,946,347	6.4	372,949
5 農 林 水 産 業 費	2,739,723	4.4	2,591,900	4.2	147,823
6 商 工 費	2,184,368	3.5	2,208,105	3.6	△ 23,737
7 土 木 費	5,170,244	8.3	4,791,485	7.8	378,759
8 消 防 費	3,101,999	5.0	2,525,208	4.1	576,791
9 教 育 費	4,361,145	7.0	4,354,458	7.1	6,687
10 災 害 復 旧 費	1,274,268	2.0	1,695,141	2.8	△ 420,873
11 公 債 費	6,979,587	11.2	6,580,679	10.7	398,908
12 諸 支 出 金	790,744	1.3	533,627	0.9	257,117
13 予 備 費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
合 計	62,319,600	100.0	61,345,600	100.0	974,000

④歳出（性質別）

性 質 別	令和 5 年度		令和 4 年度		前年度との 比 較 (千円)
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
人 件 費	8,773,434	14.1	9,364,795	15.3	△ 591,361
扶 助 費	15,666,713	25.2	15,879,963	25.9	△ 213,250
公 債 費	6,979,587	11.2	6,580,679	10.7	398,908
物 件 費	6,904,833	11.1	6,579,399	10.7	325,434
維 持 補 修 費	386,025	0.6	387,012	0.6	△ 987
補 助 費 等	8,406,770	13.5	7,801,874	12.7	604,896
積 立 金	892,415	1.4	649,967	1.1	242,448
出 資 ・ 貸 付 金	514,020	0.8	507,820	0.8	6,200
繰 出 金	6,740,455	10.8	6,684,285	10.9	56,170
予 備 費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
建 設 事 業 費	7,035,348	11.3	6,889,806	11.3	145,542
普 通 建 設	5,677,904	9.1	4,458,944	7.3	1,218,960
災 害 復 旧	1,357,444	2.2	2,430,862	4.0	△ 1,073,418
合 計	62,319,600	100.0	61,345,600	100.0	974,000

2 地方債（企業債）現在高

(単位：千円)

区 分	令和2年度末 現在高	令 和 3 年 度			
		起 債 額	元金償還金	年度末現在高	
一 般 会 計	1. 普 通 債	44,942,797	6,104,000	3,882,915	47,163,882
	(1) 総 務	2,726,610	2,767,500	70,249	5,423,861
	(2) 民 生	466,036	137,400	67,736	535,700
	(3) 衛 生	9,129,453	24,800	528,584	8,625,669
	(4) 農 林 水 産 業	2,711,125	250,000	278,537	2,682,588
	(5) 商 工	542,662	80,800	48,789	574,673
	(6) 土 木	16,425,109	1,514,900	1,761,691	16,178,318
	(7) 消 防	1,929,907	572,300	186,432	2,315,775
	(8) 教 育	11,011,895	756,300	940,897	10,827,298
	2. 災 害 復 旧 債	6,636,263	8,880,400	40,315	15,476,348
	(1) 単 独	6,080,398	8,600,900	5,735	14,675,563
	(2) 補 助	555,865	279,500	34,580	800,785
	3. そ の 他	23,819,209	1,327,100	2,138,893	23,007,416
	(1) 減 収 補 て ん 債	176,100	0	15,000	161,100
	(2) 減 税 補 て ん 債	179,573	0	54,237	125,336
	(3) 臨 時 税 収 補 て ん 債	0	0	0	0
	(4) 臨 時 財 政 対 策 債	23,463,536	1,327,100	2,069,656	22,720,980
	計	75,398,269	16,311,500	6,062,123	85,647,646
	特 別 会 計	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 債	262,677	13,300	47,784
公 共 浄 化 槽 等 整 備 推 進 債		76,033	1,300	5,405	71,928
診 療 所 事 業 債		9,542	0	1,595	7,947
ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業 債		107,310	0	11,542	95,768
計		455,562	14,600	66,326	403,836
企 業 会 計	上 水 道 事 業 債	770,856	190,300	74,884	886,272
	簡 易 水 道 事 業 債	1,433,099	2,000	93,238	1,341,861
	下 水 道 事 業 債	22,835,095	1,634,700	1,803,548	22,666,247
	計	25,039,050	1,827,000	1,971,670	24,894,380
合 計	100,892,881	18,153,100	8,100,119	110,945,862	

3 補助（助成）金交付状況

(1) 交付基準（条例化したもの）

補助事業名	対象	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		R4年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				経費率	補助率	件数	金額(円)			
私立幼稚園助成	幼稚園を設置する学校法人		私立幼稚園の教育振興のために必要な経費	均等割 園児数割	60% 40%	3	527,000	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	市民活動政策課
生ごみ堆肥化容器等設置 助成事業	家庭から排出される厨芥類を 処理する生ごみ堆肥化容器又は 生ごみ処理機を設置する市 民		堆肥化容器 電気式生ごみ処理機	1件につき、その要した経費の1/3以内 上限30万円		0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	循環社会推進課
こども医療費助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者、被扶養者で入院又は 通院による医療を受けること も(但し、生活保護法による 保護を受けているときは対象 外)		医療費	高校3年生相当まで (満18歳到達後最初の3月31日までの間にある者) 医療費に要した一部負担金の額		257,882	498,411,176	条例 H17. 8. 1 現行 R元.10. 1 規則 H17. 8. 1 現行 R 3. 4. 1	条例 施行規則	こども未来課
ひとり親家庭等医療費 助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者又は被扶養者であり かつ市内に住所を有するひと り親家庭の父又は母及びそれ らの者に扶養されている児童 並びに父母の不在児童(但し、 生活保護法による保護を受け ているときは対象外)		医療費	当該支払額の2/3以内		12,879	24,772,059	規則 H17. 8. 1 現行 R元. 5.23 要綱 H17. 8. 1 現行 R 3. 4. 1	規則 事務取扱 要綱	こども未来課

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R4年度実績		施行年月日	交付単位	所管課
				件数	金額(円)			
高齢者外出支援事業	次のすべてに該当する者 1 八代市内に引き続き1年以上住所を有していること。 2 東町、坂本町、東陽町、泉町の全域のうち最寄りのバス停留所・乗合タクシー停留所又は駅から2キロメートル以上離れた区域に居住するものであって、次のいずれか1に該当するものであること。 ア 事業実施年度の4月1日現在で65歳以上の者であって、身体障害者手帳第1種各級、療育手帳「A1」もしくは「A2」又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているもの イ 事業実施年度の4月1日現在で70歳以上の者のうち、前年度の市町村長税が非課税のもの(以下、「非課税高齢者」という。)であって、アに該当する者又は非課税高齢者のみで事実上構成される世帯に属するもの 3 市税、介護保険料、市が事業主体である使用料等に滞	タクシーの利用料金	1人につき500円券を年間24枚交付	1	11,000	H19. 7. 1 改正 H22. 10. 1	要綱	高齢者支援課
軽減 社会福祉法人による介護保険料利用者負担の軽減に対する補助金交付事業	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項の規定による要介護認定又は第32条第1項の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち特に生計困難と市長が確認した者	軽減対象費用 (1) 旧措置入所者(利用者負担5%以下の者) ユニット型個室の居住費負担 (2) 前号の者以外、介護費負担、食費負担、居住費負担 介護費負担 介護費負担、食費負担 介護費負担、食費負担、潜在費負担 介護費負担、食費負担、宿泊費負担	軽減対象費用の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)	0	0	H17. 8. 1 実行 H18. 8. 1	要綱	介護保険課

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R4年度実績		施行年月日	交付単位	所管課
				件数	金額(円)			
社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減に関する事業	介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を減免した場合 ※八代市の被保険者の利用での減免対象サービスの限る	介護老人福祉施設サービス 1 社会福祉法人が利用者負担を減免した総額(減免総額)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の1%を超え10%以下の部分 2 減免総額のうち、本来負担収入の10%を超えた部分	(対象経費の1/2以内の金額)と(対象経費の全額)の合計	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	介護保険課
高齢者及び障害者住宅改修助成事業	1 本市に継続して2年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者 2 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居住し若しくは同居しようとする者 (1) 事業実施年度の4月1日時点で65歳以上の高齢者であって、要介護・要支援認定を受けた者 (2) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 (3) 療育手帳A1又はA2を所持する者 3 当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7万円以下の世帯に属する者	玄関、廊下、階段、居室、浴室、洗面所、便所、台所など住宅の要介護高齢者等が利用する部分を、当該要介護高齢者等が利用しやすく改修するために要する経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。 ただし、改修を行うときに増築又は改築を併用することがやむを得ないと認められる場合は、その範囲内で改修に要する経費を助成の対象とする。	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 助成対象額の3/3は(1,000円未満は切り捨て) 上限50万円(高齢者) 上限70万円(障がい者)	0	0	H17. 8. 1 R3. 3. 24	要綱	介護保険課 障がい者支援課
重度心身障がい者医療費助成事業	重要心身障がい者で以下の全てに該当し、市長が認定したもの 1 満3歳以上の者で市内に居住し、住民登録している者、又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの 2 医療保険法の規定による被保険者又は被扶養者	保険給付を受けるものが負担すべき額及び高齢者医療確保法に規定する一部負担金から次の各号に掲げる額を控除した額 1 自己負担額 2 高額療養費等の額 3 国、地方公共団体負担の医療費及び第三者からの賠償金分	上記以外で前年度所得税課税年額が7万円以下世帯 助成対象額は(1,000円未満は切り捨て) 上限33万5千円(高齢者) 上限49万6千円(障がい者)	0	0	各例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	各例 条例 施行規則	障がい者支援課
介護保険住宅改修支援事業	八代市の被保険者であって、住宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援を行った住宅介護支援事業者その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者	住宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要なる理由書」を作成する業務(住宅改修支援)	住宅改修支援1件につき2,000円	6	12,000	H17. 8. 1	要綱	介護保険課
認知症高齢者見守りネットワーク事業	認知症により徘徊のおそれのある高齢者の同居者または介護している親類 ※要介護者と同居または介護している親類がともに本市の住民基本台帳に登録されており、市税に滞納がないこと。	GPS(全球定位システム)機能による徘徊探知機の利用に係る初期費用 ・徘徊探知機の本体の購入費 ・徘徊探知機の設置機種の購入費 ・加入手数料又は登録手数料	認知症高齢者に相当する額(上限1万円) ※徘徊高齢者一人につき1回限り	2	12,000	要綱 R31. 4. 1	要綱	高齢者支援課
農業振興事業費補助	右の事業を実施する農業協同組合及び市長が認める団体	農業振興事業に要する経費 農業近代化施設整備事業 土地基盤整備事業 以上のほか、市長が認めた事業	予算の範囲内(国・県の補助金を含む)	農業 36事業	698,970,419	H17. 8. 1	要綱	農林水産政策課 農業振興課 農地整備課
				農地整備	235,965,287			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R4年度実績		施行年月日	交付規則	所管課
				件数	金額(円)			
八代産材利用促進事業	次に掲げる条件のすべてを満たす者 ①補助対象住宅の建築主であること。 ②市内に住居を有する者(助成対象住宅の新築に伴い、市内に転入する者を含む。) ③市税等の滞納がない者	①建築主自ら居住するために新築、改築、増築又はリフォーム(以下「新築等」)をする木造住宅で市内において建築されるもの。 ②新築等に当たり市長が別記指定する構造材の木材使用材積量のうち、八代産材を80%以上使用していること。 ③新築等の施行が市内の事業者によるものであること。 ④新築等の施行は、八代市産の量を6割以上使用していること。 ⑤新築等の契約をした日から60日以内かつ、種上げ前に申請すること。(リフォームの場合工事完了後5日(前まで)原則として、八代産材利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定による交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び同要綱第9条の規定による実績報告ができるもの。	補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。(その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) ただし、新築にあつては20万円、増築、改築又はリフォームにあつては10万円を限度額とする。 (1)新築、改築及び増築の場合 補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に4,000円を乗じて得た額 (2)リフォームの場合 補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に1万円を乗じて得た額	13	1,846,000	H21. 4. 1 改正 H25. 4. 1	要綱	水産林務課
商店街近代化事業	高度化事業等をする中小企業団体等	当該事業経費	事業費の20/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0	0	条例 H17. 8. 1	条例 施行規則	商工・港湾振興課
小売商業店舗共同化事業			事業費の10/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0	0	規則 H17. 8. 1		
集団化事業			予算の範囲内で市長が適当と認める額	0	0			
一般共同化事業			(組合員数×2,000円)の合計額の範囲内	0	0			
施設共同利用事業				0	0			
その他の高度化事業等				0	0			
中小企業団体の結成に対する助成	中小企業者が、中小企業団体のうち組合を組織したとき		補助対象経費の2分の1で限度額50万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1の振興会等に1回限り交付する。	5	1,393,000	要綱 H17. 8. 1 現行 RS. 4. 1	要綱	商工・港湾振興課
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 商店街の賑わい向上を図る事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の助成等を受けて実施するものを除く。 【対象経費】 1. 会場設営費(会場借上料を含む。) 2. 宣伝広告費 3. 人件費及び謝礼金(商店街の構成員に対するものを除く。) 4. その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の2分の1で限度額10万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1の協力団体等について1回限りとする。ただし、市長が必要と認めるときは、2回を上限とする。	0	0			
商店街活性化事業補助金	協力団体等	【対象事業】 商店街の賑わい向上を図る事業で市長が適当と認めるもの。 【対象経費】 1. 会場設営費(会場借上料を含む。) 2. 宣伝広告費 3. その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の2分の1で限度額100万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	6	3,035,000			
商店街連合事業	連合会等 八代商工会議所 八代市商工会	【対象事業】 以上の商店街が連携する事業の市長が適当と認めるもの。八代市補助制度に基く補助金の交付を受けて実施するものを除く。 【対象経費】 1. 人件費及び謝礼金 2. 福利厚生費 3. 通信運搬費、消耗品費及び印刷 4. 旅費 5. その他市長が適当と認めるもの	1及び9)にあつては当該補助対象経費の4分の3、3)から5)までにあつては当該補助対象経費の2分の1(予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	1	1,800,000			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R4年度実績		施行年月日	交付場所	所管課	
				件数	金額(円)				
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用しコミュニティホール等に活用する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 光熱水費 3 消耗品費 4 店舗の改装費 5 その他市長が適当と認めるもの	借家料、光熱水費、消耗品費及びその他市長が適当と認めるものの4分の3で限度額150万円(予算の範囲内で交付する。)	0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 R5. 4. 1	商工・経済振興課	
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用しイベント等を開催する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】(継続して10日以上又は断続的に14日以上、週3日以上とする。)開催するものに限る。))	借家料(2分の1で限度額月額10万円(予算の範囲内で交付する。)) ※補助が最初になされた日から30日以内の借家料について交付する。	0	0			
		【対象事業】 振興会等が空き店舗等を利用して職業的な出店を図る事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】(会場設営費(会場借上料を含む。)) 1 会場設営費 2 宣伝広告費 3 原材料費	補助対象経費の3分の2で限度額5万円(予算の範囲内で交付する。)	0	0			
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用し市長が別途定める業種に係る新規出店者を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 店舗の建設費 3 店舗の改装費 (1から3までのいずれか1つの経費に限る。)	借家料の3分の1で限度額月額5万円(予算の範囲内で交付する。)) ※補助が最初になされた日から1年以内の借家料とする。	1	218,000			
商店街再生事業	商店街再生事業	【対象事業】 商店街の環境を整備する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 既存店舗(新規出店者誘致のための事業により補助金の交付を受けた店舗を除く。)の改装費(その経費が20万円以上のものに限る。)	店舗の建設費の3分の1で限度額100万円(予算の範囲内で交付する。)) ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過するまでの間に店舗を閉鎖した場合は、建設費の6分の1で限度額50万円とする。 ※新規出店1件につき1回限り交付する。	0	0			
		【対象事業】 商店街の環境を整備する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 案内板整備費 2 アーケード整備費 3 放送設備整備費 4 街路灯整備費 5 防犯カメラ整備費 6 その他市長が適当と認めるもの	店舗の改装費の3分の2で限度額300万円(予算の範囲内で交付する。)) ※1会計年度において、1事業につき1回の振興会等に1回限り交付する。	2	1,200,000			
商店街環境整備事業	商店街環境整備事業	【対象事業】 商店街の環境を整備する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 案内板整備費 2 アーケード整備費 3 放送設備整備費 4 街路灯整備費 5 防犯カメラ整備費 6 その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の2分の1で限度額100万円(予算の範囲内で交付する。)) ※1会計年度において、1回の振興会等に1回限りとする。			R5年度より施行		

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R4年度実績		施行年月日	交付地域	所管課
				件数	金額(円)			
創業支援事業補助	<p>市内において創業若しくは第二創業又は創業後若しくは第二創業後の事業規模の拡大を行う者(企業組合、有限責任事業組合、協同組合、商工組合、協業組合、NPO法人、学校法人、宗教法人及び医療法人並びに任意の団体を除く。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。</p> <p>①次のいずれかに該当する者 ア 補助金の交付の申請を行う日の属する年度内に創業を行う者若しくは同日において創業の日から2年を経過しない個人事業主 イ 先代経営者から1年以内に事業を承継した者又は次条の補助事業の完了する日までに事業を承継し、先代経営者が代表者を退任する予定の者</p> <p>②補助金の交付を受ける年度の末日までに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 市長から証明書の交付を受け イ 市内を本店所在地とした法人登記を行う(第二創業又は第二創業後の事業規模の拡大を行う者に限る。) ウ 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始する。</p> <p>③3年以上継続して事業を行う見込みがある ④市税等の滞納がない ⑤暴力団等でない ⑥過去に補助金及び八代市商店街活性化事業補助金の交付を受けていない</p>	<p>【対象事業】 ①事業所改修事業 ②設備・備品購入等事業 ③販売促進事業 ④その他市長が適当と認める事業</p> <p>【対象経費】 ①事業所の開設に伴う外装及び内装並びに設備の設置に係る工事費用(事業所が住居を兼ねる場合は、事業所専用部分に係るものに限る。) ②事業の基盤に必要な設備及び備品の購入費並びにリース料(中古品の購入費を含む。) ③広告宣伝費 パンフレット、チラシ等制作費 ホームページ作成費 ④マーケティング費用 ⑤市長が適当と認める経費</p>	<p>補助対象経費の合計額から消費税等仕入控除税額を減じて得た額に3分の2を乗じて得た額から補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額を減じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ※20万円を上限とする。</p>	3	574,000	要綱 R30. 3.23 施行 R30. 9.25	要綱	商工・港湾振興課

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R4年度実績		施行年月日	交付規則	所管課											
				件数	金額(円)														
企業振興(促進)事業補助	<p>【対象要件】 工場等の投資に係る職業開始時の投下固定資産総額が1億円以上(中小企業の場合2,000万円)以上かつ以下の①②のうちいずれかかの要件を満たすもの ①新規雇用者(雇用開始被保険者に限る)の数が5名以上(中小企業の場合:2名以上) ②地域経済牽引事業計画の取組の承認を受けたもの ③事業の労働生産性が年平均3%以上向上するもの</p> <p>【対象業種】 ①製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業 ②①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ③不動産業者等が①のために建設、取得する施設(立地決定済みに限る)</p>	固定資産税の減免(対象要件①又は③を満たすもの)	<p>【減免率】 初年度～3年度(3年間) 100/100 4年度～5年度(2年間) 50/100</p> <p>職業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場の場合は、職業開始以後3年以内に取得した固定資産も投資に係る投下固定資産とみなし減免する。</p>	17	-	<p>条例① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1</p> <p>規則① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1</p> <p>条例② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1</p> <p>規則② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1</p>	条例 施行規則	商工・経済振興課											
		固定資産税の課税免除(対象要件②を満たすもの)	<p>【課税免除率】 初年度～5年度(3年間) 100/100</p> <p>八代市企業振興促進条例において、適用工場の指定を受けた工場等で、地域経済牽引事業計画の取組の承認を受けたもの。</p>	18	-														
		工場等建設補助金(対象要件①を満たすもの)	<p>投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以上</td> <td>10人未満</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10人以上40人未満</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×3%</td> </tr> <tr> <td>20億円以上</td> <td>100人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×5%</td> </tr> </tbody> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)	1億円以上	10人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×1%		10人以上40人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×2%		40人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×3%	20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%	9
投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																	
1億円以上	10人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×1%																	
	10人以上40人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×2%																	
	40人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×3%																	
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%																	
用地取得等補助金(対象要件①を満たすもの)			<p>②職業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場の場合</p>	0	0														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20億円以上</td> <td>100人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×5%</td> </tr> </tbody> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)	20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%	0	0								
			投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)														
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%																	
<p>投下固定資産総額が1億円を超えた場合、新たに取得した土地の取得価格の30/100 土地・建物の賃借に対し12カ月間に要した経費の1/2</p>	11	68,241,000																	

A型合併浄化槽設置整備事業	補助対象地域において住宅等と浄化槽を設置しようとする者	<p>【対象地域】</p> <p>1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び公共浄化槽等整備推進事業区域以外の地域</p> <p>2 市長が別に定める地域</p>	<p>①適用工場の新規雇用者で、就業開始時の増加市民雇用数と就業開始1年後の増加市民雇用数を比較して少ない方の人数に、正社員1人当たり30万円（非正社員の場合1人当たり20万円）を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。</p> <p>②適用工場の新規雇用者で、就業開始時の増加市民雇用数と就業開始2年後の増加市民雇用数を比較して少ない方の人数に、正社員1人あたり20万円（非正社員を正社員として雇用した場合あたり10万円）を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。</p>	10	18,900,000	H17. 8. 1 R2. 4. 1改正 R2. 7. 4改正	要綱	下水道総務課			
									<p>雇用奨励金（対象要件①を満たすもの）</p>		
	補助対象地域において住宅等と浄化槽を設置しようとする者	<p>【対象地域】</p> <p>1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び公共浄化槽等整備推進事業区域以外の地域</p> <p>2 市長が別に定める地域</p>	補助金限度額（固定資産税減免を除く、工場等建設補助金、用地取得等補助金、雇用奨励金の合計額の上限度額）								
			投下面定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額（算定式）						
			1億円未満	10人未満	5,000万円						
			1億円以上	10人未満	1億円						
				10人以上40人未満	2億円						
			20億円以上	40人以上	3億円						
				100人以上	6億円						
				<p>【対象地域】</p> <p>1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び公共浄化槽等整備推進事業区域以外の地域</p> <p>2 市長が別に定める地域</p>	【設置】 5人槽	332,000円	予算の範囲内	96基	32,536,000	H17. 8. 1 R2. 4. 1改正 R2. 7. 4改正	要綱
					【設置】 6～7人槽	414,000円			32基	13,248,000	
					【設置】 8～10人槽	548,000円			2基	1,096,000	
【改善に伴う更新】 5人槽	332,000円					7基	2,324,000				
【改善に伴う更新】 6～7人槽	414,000円					1基	414,000				
【改善に伴う更新】 8～10人槽	548,000円					0	0				
【改善に伴う改築】	市長が別に定める額					0	0				
単独浄化槽、波取りからの転機	30万円限度に加算					20基	6,000,000				
住民負担軽減条例措置（原文文所管内）	人槽×3万円					0	0				
<p>【対象地域】</p> <p>1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び公共浄化槽等整備推進事業区域以外の地域</p> <p>2 市長が別に定める地域</p>	<p>浄化槽を設置しようとする者に融資の貸付金及び利息補給を行う。</p> <p>【融資あっせん額】 1事業につき30万円以内</p> <p>【償還方法】 36ヶ月以内の元利均等月賦償還</p> <p>【融資利率】 金融機関と協議して定めた利率</p>	0			0	H26. 4. 1	規則				

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		R4年度実績		施行年月日	交付単位	所管課
			件数	金額(円)	件数	金額(円)			
八代市生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業	処理区域内の生活扶助世帯で、その所有に係る家屋のうち直移その世帯の生活の用に供している家屋の排水設備工事をしようとする者	生活扶助世帯の家屋の排水設備工事	予算の範囲内において市長が認定した額 (100円未満は切り捨て)		0	0	H17. 8. 1	規則	下水道総務課
八代市下水道排水設備工事費助成金交付事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内の干丁処理区及び嫌処理区を除く。)	くみ取便所からの改造工事 80,000円	予算の範囲内	19	1,520,000	H17. 4. 1	要綱	下水道総務課
			みなし浄化槽からの改造工事 40,000円		52	2,080,000			
			合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給していない者) 30,000円		18	540,000			
			合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給している者) 20,000円		9	180,000			
就学援助事業	市内に住所を有する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困難している者と認められる者	学用品費等 (学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費) 新入学児童生徒学用品費 修学旅行費 (学校行事として実施する社会科見学旅行を含む) 通学費 体育費 医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病) 学校給食費 校外活動費(宿泊を伴うもの) スポーツ振興センター災害共済掛金	予算の範囲内		小学校 994人 中学校 721人	66,450,349 64,811,496	H17. 8. 1	要綱	学校教育課 教育政策課
社会教育施設(自治公民館)整備費補助金	自治公民館を新・増設又は修繕をする地区	新築、増築、全面改築(延床面積50㎡以上) 修繕又は施設に附帯する備品の購入の場合は20万円以上	総事業費の50% 延床面積が50㎡を超え150㎡以内は上限200万円 延床面積が150㎡を超えるときは上限300万円 総事業費の50% 上限50万円		0	0	H17. 8. 1	要綱	生涯学習課
					16	5,961,249			

八代市中小企業信用保証料補給事業

補助対象融資制度及び補助率等

(令和4年度実績)

事業名	対象融資制度	補助実績		対象となる経費	補助率及び補助金額	
		件数	金額(円)			
八代市中小企業信用保証料補給事業	八代市小口資金融資制度	2	167,062	対象融資制度を利用した場合に中小企業者が支払うべき信用保証料 (返済年数分の信用保証料を一括で支払う場合の総額)	対象経費の2分の1又は全額 (1円未満の端数を切り捨て)	
	八代市中小企業経営安定特別融資制度	5	756,001			
	八代市中小企業大規模小売店対策特別融資制度	0	0			
	熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度	12	390,000			対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県金融円滑化特別資金融資制度	0	0			対象経費の全額 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県創業者支援資金融資制度	4	349,675			対象経費の全額又は2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)

(2) 令和5年度団体運営補助金(当初予算)

(単位:千円)

款名	件名	金額	款名	件名	金額
総務費	交通指導員会活動補助金	380	農林水産業費	やっしろの山づくり推進協議会運営補助金	8,798
	市政協力員研修費等補助金	2,970		計	8,798
	私立幼稚園補助金	528	商工費	八代市商工会議所補助金	9,500
	八代人権擁護委員会協議会補助金	548		商工会補助金	25,620
	自衛隊協力会補助金	200		八代圏域産業振興協議会補助金	700
	自衛隊父兄会補助金	200		泉観光協会補助金	1,884
	私立高等学校補助金	460	消防費	計	37,704
	定時制高校及び通信制教育振興会補助金	84		消防団本部運営費交付金	532
	八代市生徒指導連絡協議会運営費補助金	77		消防団分団及び女性消防隊運営費補助金	1,942
	八代地区高等学校生徒指導連絡協議会補助金	29	教育費	計	2,474
	八代地区保護司会補助金	597		市小学校体育連盟補助金	115
	八代地域人権教育のための推進会議分担金	1,500		市中学校体育連盟補助金	1,518
	八代市人権問題啓発推進協議会交付金	3,800		市学校保健会補助金	299
	地域協議会活動交付金	66,669		国指定文化財公開活用事業補助金	6,980
	計	78,042		八代市伝統文化活性化事業補助金	1,564
	シルバー人材センター運営費補助金	22,907		八代市文化協会補助金	547
	老人クラブ育成事業補助金	3,703		民俗文化財公開活用事業補助金	718
	社会福祉協議会運営補助金	114,326		市スポーツ推進委員協議会補助金	1,459
	遺族連合会事業補助金	668		八代市社会体育団体補助金	5,000
民生委員児童委員協議会事業費補助金	8,554	八代市学校人権同和教育研究会補助金	259		
八代市盲人福祉協議会補助金	160	八代教育研究会補助金(小学校)	609		
八代市ろう者福祉協会補助金	160	八代教育研究会補助金(中学校)	437		
八代地域こころの健康希望の会補助金	625	計	19,505		
八代手をつなぐ育成会補助金	370				
八代市ひとり親家庭福祉協議会補助金	490				
福祉ホーム運営費補助金	3,217				
民間児童館活動事業費補助金	4,510				
計	159,690				
衛生費	八代看護学校准看護師課程教育費補助金	1,000			
	八代歯科口腔センター運営補助市補助金	584			
	八代市食生活改善推進協議会補助金	950			
計	2,534				

4 預託金運用状況

(令和4年度実績)

款名	商				工			費						
	中小企業大規模小売店対策特別融資制度	中小企業設備近代化資金融資制度	中小企業高度化資金融資制度	中小企業団体化資金融資制度	企業誘致特別資金融資制度	中小企業勤労者特別融資制度	金額(千円)	金融機関	期間	利率	協調倍率	利率	期間	貸付金
預託状況	489,000	5,000	3,000	0	0	3,000	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 商工中金熊本支店 信用金庫、信用組合	市内各銀行 信用金庫、信用組合など	九州労働金庫 八代支店	1年	年0%	1年	1年
	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 商工中金熊本支店 信用金庫、信用組合	商工中金熊本支店	市内各銀行	市内各銀行 信用金庫、信用組合など	九州労働金庫 八代支店	1年	年0%	1年	年0%	年0%	1年	1年	1年
預託先の貸付状況	2	2	1	2	2	2	(決済用普通預金金利)	(決済用普通預金金利)	(決済用普通預金金利)	(決済用普通預金金利)	2	2	2	2
	3年以内 年2.10% 5年以内 年2.20% 7年以内 年2.30%	5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 10年以内 年2.30%	年1.75% (普通預金無利息型)	年0%	年0%	年0%	年1.90% 年1.75% 年2.10% 年2.20% 年2.30%	年2.10% 年2.20% 年2.30%	年2.10% 年2.20% 年2.30%	年2.70%	年2.70%	年2.70%	年2.70%	年2.70%
貸付金	15,000千円以内	80,000千円以内	200,000千円以内	100,000千円以内	200,000千円以内	10,000千円以内	1企業	1企業	1企業	1中小企業勤労者	1企業	10年以内	7年以内	10年以内
	15,000千円以内	80,000千円以内	200,000千円以内	100,000千円以内	200,000千円以内	10,000千円以内	1企業	1企業	1企業	1中小企業勤労者	1企業	10年以内	7年以内	10年以内

5 基金運用状況

区 分	設 立	H17.8.1 現在高	H29年度決算			H30年度決算		
			積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
財 政 調 整 基 金	H17.8.1	1,730,443	2,189	0	2,142,978	203,158	0	2,346,136
減 債 基 金	H17.8.1	1,198,396	89	0	703,312	948	0	704,260
市 有 施 設 整 備 基 金	H17.8.1	2,365,952	449	2,000,000	1,324,874	2,392	88,000	1,239,266
地 域 福 祉 基 金	H17.8.1	200,000	572	454	216,870	1,322	3,671	214,521
教育文化センター建設基金	H17.8.1	616,958	1,281	143,957	489,865	660	115,560	374,965
八千把地区土地区画 整理事業基金	H19.3.30		97,066	88,683	30,774	56,699	20,719	66,754
坂本九州新幹線洪水等 被害対策基金	H17.8.1	130,000	50	1,255	115,456	156	1,244	114,368
敷川内環境保全用地 維持管理基金	H17.8.1	26,922	5	1,169	17,724	14	1,549	16,189
坂田道男・道太文庫基金	H17.8.1	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
宇野奨学基金	H17.8.1	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
安全安心まちづくり基金	H20.3.24		19	1,019	48,885	66	611	48,340
谷口政夫次世代育成基金	H21.3.26		20	0	30,559	41	0	30,600
ふるさと八代元気づくり 応援基金	H21.3.26		65,151	56,717	140,915	104,655	75,540	170,030
二見川洪水対策施設 維持管理基金	H24.3.30		56	1,765	33,400	46	1,457	31,989
八代文化振興基金	H24.3.30		1,670	1,363	6,587	1,617	1,299	6,905
まちづくり交流基金	H25.3.28		538	39,588	731,955	986	148,727	584,214
庁舎建設基金	H26.3.28		1,844	0	1,302,455	21,782	0	1,324,237
学校施設整備基金	H27.12.22		141	0	1,626	449	0	2,075
平成28年熊本地震復興基金	H29.12.20		280,042	0	280,042	377	3,112	277,307
学校・子ども教育応援基金	H30.3.23		10,000	0	10,000	5,827	1,422	14,405
国営八代平野土地改良事業負担 基金	R元.3.22							0
新型コロナウイルス感染症対策 基金	R2.9.15							
森林環境譲与税基金	R3.3.24							
スポーツ振興基金	R3.3.24							
日本遺産活用基金	R3.3.24							
国民健康保険財政調整基金	H17.8.1	867,358	0	0	0	0	0	0
介護保険給付費準備基金	H17.8.1	70,819	191	0	104,572	47	0	104,619
交通災害共済財政調整基金	H17.8.1	76,000	0	0	0	0	0	0
浄化槽市町村整備推進事業 減債基金	H17.8.1	10,193	3	2,500	5,039	7	2,600	2,446
久連子財産区基金	H17.8.1	4,902	1	149	4,511	6	118	4,399
椎原財産区基金	H17.8.1	4,742	2	238	3,760	5	99	3,666

(3月31日現在、単位：千円)

R元年度決算			R2年度決算			R3年度決算		
積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
4,934	0	2,351,070	3,781	400,000	1,954,851	1,500,164	0	3,455,015
1,481	0	705,741	1,136	0	706,877	1,201,065	0	1,907,942
2,606	23,325	1,218,547	1,960	47,441	1,173,066	2,966	6,623	1,169,409
462	9,971	205,012	1,360	7,055	199,317	604	25,021	174,900
789	4,499	371,255	597	0	371,852	560	0	372,412
9,410	35,263	40,901	16,296	19,423	37,774	10,586	11,893	36,467
240	1,330	113,278	182	1,316	112,144	169	1,419	110,894
30	1,728	14,491	23	1,773	12,741	19	1,323	11,437
0	0	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
102	1,013	47,429	76	6,659	40,846	62	809	40,099
65	298	30,367	49	11,538	18,878	28	52	18,854
172,704	106,198	236,536	544,499	157,614	623,421	837,210	473,299	987,332
67	1,790	30,266	49	2,167	28,148	43	1,384	26,807
1,331	1,102	7,134	1,443	313	8,264	1,454	838	8,880
1,229	176,081	409,362	3,939	66,130	347,171	1,294	61,165	287,300
2,785	72,600	1,254,422	2,018	32,604	1,223,836	1,844	91,372	1,134,308
4	0	2,079	3	0	2,082	3,869	0	5,951
583	27,683	250,207	720	22,259	228,668	2,633	85,563	145,738
866	1,423	13,848	747	1,292	13,303	5,200	1,245	17,258
70,000	0	70,000	70,001	0	140,001	70,001	0	210,002
		0	1,000,000	0	1,000,000	1,507	281,874	719,633
		0	24,287	0	24,287	24,209	0	48,496
		0	3,428	0	3,428	2,521	2,956	2,993
		0	113,142	0	113,142	171	3,822	109,491
0	0	0	0	0	0	0	0	0
88	0	104,707	634,662	0	739,369	117	0	739,486
0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	1,400	1,051	2	1,053	0	0	0	0
468	109	4,758	8	0	4,766	7	0	4,773
8	100	3,574	6	0	3,580	5	0	3,585

R4.4.1現在高	現金	不 動 産			
		土 地		建 物	
	(千円)	(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
	0	0	0	0	0

年 度	積立金 (千円)	運 用 額		年 度 末 現 在 高				
		収 入 (千円)	支 出 (千円)	現金 (千円)	不 動 産		建 物	
					(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
H21	3,069	403,174	0	1,347,372	14,544.47	212,458	0	0
H22	2,445	412,653	38,025	1,353,956	12,510.47	208,319	0	0
H23	1,744	41,400	0	1,397,100	9,906.47	166,919	0	0
H24	1,454	45,216	0	1,443,771	7,021.47	121,703	0	0
H25	1,017	38,025	0	1,482,813	4,491.47	83,678	0	0
H26	1,018	0	0	1,483,831	4,491.47	83,678	0	0
H27	1,127	0	0	1,484,958	4,491.47	83,678	0	0
H28	1,352	0	0	1,486,310	4,046.47	83,678	0	0
H29	1,011	0	0	1,487,321	4,046.47	72,041	0	0
H30	2,117	0	0	1,489,438	4,046.47	72,041	0	0
R1	3,133	0	0	1,492,571	4,046.47	72,041	0	0
R2	2,400	0	0	1,494,971	4,046.47	72,041	0	0
R3	0	0	0	0	0.00	0	0	0

6 決 算

(1) 財政規模 (各会計歳入歳出総括)

年 度 区 分 会 計	H29			H30		
	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
一 般 会 計	70,571,921	66,002,184	4,569,737	66,408,570	65,086,217	1,322,353
特 別 会 計	37,405,776	37,135,386	270,390	34,612,617	34,113,399	499,218
国民健康保険	20,268,845	20,666,047	-397,202	17,207,136	17,631,993	-424,857
後期高齢者医療	1,691,629	1,658,804	32,825	1,746,320	1,711,203	35,117
介護保険	14,786,602	14,152,146	634,456	15,072,424	14,183,666	888,758
簡易水道事業	368,768	368,657	111	312,484	312,484	0
農業集落排水事業	108,874	108,874	0	101,920	101,920	0
浄化槽市町村整備 推進事業	54,809	54,809	0	51,331	51,331	0
ケーブルテレビ事業	46,866	46,866	0	44,987	44,987	0
診療所	78,794	78,794	0	75,586	75,586	0
久連子財産区	250	150	100	224	124	100
椎原財産区	339	239	100	205	105	100

(単位：千円)

(単位：千円)

R元			R2			R3		
収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
63,255,163	62,411,250	843,913	83,389,182	81,820,120	1,569,062	83,977,128	82,298,699	1,678,429
34,993,742	33,712,377	1,281,365	34,957,065	33,757,557	1,199,508	35,119,706	33,181,837	1,937,869
17,145,779	17,197,546	-51,767	16,774,773	16,452,407	322,366	17,031,254	16,340,912	690,342
1,802,607	1,768,983	33,624	1,949,407	1,913,599	35,808	1,962,956	1,924,811	38,145
15,526,331	14,249,255	1,277,076	15,964,331	15,123,136	841,195	15,886,422	14,677,116	1,209,306
275,802	253,571	22,231	—	—	—	—	—	—
97,388	97,388	0	92,534	92,534	0	87,974	87,974	0
44,354	44,354	0	47,636	47,636	0	46,720	46,720	0
21,972	21,972	0	57,577	57,577	0	31,308	31,308	0
78,624	78,624	0	70,594	70,594	0	72,919	72,919	0
677	577	100	107	34	73	81	35	46
208	107	101	106	40	66	72	42	30

(2) 決算概況

(単位：千円)

事 項		年 度	H30	R元	R2	R3
	市 税		15,158,269	15,571,556	15,312,091	15,425,096
	地 方 譲 与 税		521,405	557,683	596,943	609,154
	利 子 割 交 付 金		20,224	7,372	8,093	6,822
	配 当 割 交 付 金		39,055	30,440	34,903	30,895
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		30,657	20,337	34,035	61,771
	法 人 事 業 税 交 付 金		-	-	84,947	169,089
	地 方 消 費 税 交 付 金		2,401,832	2,239,507	2,734,425	2,966,917
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		6,572	6,701	6,017	7,575
	環 境 性 能 割 交 付 金		-	15,498	34,768	36,316
	地 方 特 例 交 付 金		63,163	239,338	103,879	290,744
	地 方 交 付 税		15,336,907	15,037,366	16,268,040	16,824,539
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		15,146	14,455	15,520	14,940
	分 担 金 及 び 負 担 金		822,019	626,583	370,968	391,486
	使 用 料 及 び 手 数 料		793,698	793,084	729,499	738,525
	国 庫 支 出 金		8,964,129	9,800,673	26,506,146	16,458,986
	県 支 出 金		7,026,646	5,593,226	6,330,245	6,571,564
	財 産 収 入		151,533	90,447	75,096	60,322
	寄 附 金		339,348	378,823	1,369,167	1,835,627
	繰 入 金		462,912	464,304	777,584	2,550,209
	繰 越 金		4,369,737	1,322,353	843,913	1,569,062
	諸 収 入		1,013,127	1,263,057	961,203	1,045,989
	地 方 債		8,754,600	9,120,300	10,191,700	16,311,500
	自 動 車 取 得 税 交 付 金		117,591	62,060	-	-
	歳 入 総 額 (A)		66,408,570	63,255,163	83,389,182	83,977,128
歳 出	人 件 費		8,270,043	8,374,897	9,257,450	9,009,124
	扶 助 費		15,348,610	15,834,143	16,029,966	18,992,493
	公 債 費		6,132,388	6,170,334	6,258,824	6,335,691
	物 件 費		5,797,712	6,047,830	8,042,423	9,466,950
	維 持 補 修 費		448,341	454,490	440,926	421,982
	補 助 費 等		6,647,248	6,982,742	20,456,664	8,572,657
	積 立 金		201,194	269,688	1,789,735	3,668,179
	投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金		600,208	517,040	538,720	506,500
	繰 出 金		6,232,121	6,264,759	6,370,513	6,401,535
	前 年 度 繰 上 充 用 金		-	-	-	-
	投 資 的 経 費		15,408,352	11,495,327	12,634,899	18,923,588
	うち 普 通 建 設 事 業 費		14,661,277	8,464,175	7,353,584	7,210,093
	災 害 復 旧 費		747,075	3,031,152	5,281,315	11,713,495
失 業 対 策 事 業 費		-	-	-	-	
歳 出 総 額 (B)		65,086,217	62,411,250	81,820,120	82,298,699	

事 項 \ 年 度	H30	R元	R2	R3
歳入歳出差引額 (C) (A) - (B)	1,322,353	843,913	1,569,062	1,678,429
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	171,763	129,882	272,765	149,571
実質収支 (E) (C) - (D)	1,150,590	714,031	1,296,297	1,528,857
単年度収支 (F)	△ 545,230	△ 436,560	582,266	232,560
積立金 (G)	3,158	4,934	3,781	1,500,164
繰上償還金 (H)	-	-	34,514	3,770
積立金取りくずし額 (I)	-	-	400,000	-
実質単年度収支 (J) (F) + (G) + (H) - (I)	△ 542,072	△ 431,626	220,561	1,736,494
基準財政収入額	13,444,712	13,796,888	14,361,115	13,883,803
基準財政需要額	26,677,553	27,135,726	28,005,541	28,923,414
標準財政規模	32,938,875	32,751,154	33,259,595	34,312,805
財政力指数	0.500	0.500	0.510	0.500
実質収支比率 (%)	3.5	2.2	3.9	4.5
経常一般財源比率 (%)	98.8	99.8	98.9	101.2
実質公債費比率 (%)	10.1	9.6	9.4	9.2
積立金現在高 (財調等特定目的)	7,566,561	7,371,945	8,384,097	11,005,618
地方債現在高 (政府・その他)	67,926,540	71,248,111	75,515,120	85,751,361
債務負担行為額	18,700,111	20,064,960	18,405,164	17,127,500

※基準財政収入額以降は、地方財政状況調査表に基づく

※積立金現在高は定額運用型基金を除く

(3) 市税収入額 (現年分)

(単位：千円)

項・目 \ 年 度	R元	R2	R3
市 民 税	5,979,464	5,786,237	5,914,556
個人	4,845,716	4,890,942	4,912,960
法人	1,133,748	895,295	1,001,596
固 定 資 産 税	8,303,184	8,253,908	8,164,557
固定資産税	8,261,491	8,208,635	8,119,174
交付金	41,693	45,273	45,383
軽自動車税	431,632	452,546	462,249
市たばこ税	844,181	811,223	874,872
鉱産税	-	-	-
入湯税	13,095	8,177	8,862
特別土地保有税	-	-	-
合 計	15,571,556	15,312,091	15,425,096

(4) 目的(款)別歳出

年 度 区 分 款	H29		H30	
	決 算 額 (千円)	構 成 比 率 (%)	決 算 額 (千円)	構 成 比 率 (%)
1 議 会 費	371,848	0.56	366,438	0.56
2 総 務 費	5,533,261	8.38	6,131,990	9.42
3 民 生 費	23,194,188	35.14	22,982,939	35.31
4 衛 生 費	9,480,716	14.37	10,050,041	15.44
5 農 林 水 産 業 費	5,252,791	7.96	5,393,940	8.29
6 商 工 費	1,584,408	2.4	1,617,520	2.49
7 土 木 費	6,173,692	9.35	5,488,137	8.43
8 消 防 費	2,248,203	3.41	2,110,048	3.24
9 教 育 費	4,610,278	6.99	4,495,385	6.91
10 災 害 復 旧 費	1,089,713	1.65	202,603	0.31
11 公 債 費	6,113,125	9.26	6,132,388	9.42
12 諸 支 出 金	349,961	0.53	114,788	0.18
13 予 備 費	0	0.00	0	0.00
合 計	66,002,184	100.00	65,086,217	100.00
主な施策	環境センター建設事業 仮設庁舎等リース事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 東西アクセス線整備事業 商工施設災害復旧事業 同報系防災通信システム整備事業 総合体育館・東陽スポーツセンター耐震 改修事業 西片西宮線整備事業		環境センター建設事業 防災行政無線整備事業 小学校空調設備設置事業 中学校空調設備設置事業 東西アクセス線整備事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 民俗伝統芸能伝承館(仮称)整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 庁舎解体等事業	

R元		R2		R3	
決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)
365,190	0.59	351,966	0.43	342,002	0.42
8,596,149	13.77	22,872,253	27.95	17,162,504	20.86
23,363,457	37.43	24,607,696	30.08	27,563,345	33.49
3,472,740	5.56	4,643,561	5.68	6,487,490	7.88
3,916,314	6.28	3,695,732	4.52	3,906,645	4.75
2,036,185	3.26	2,562,773	3.13	2,742,711	3.33
5,331,114	8.54	5,010,829	6.12	5,367,616	6.52
2,159,698	3.46	3,186,474	3.89	2,717,433	3.30
6,708,426	10.75	5,348,730	6.54	4,553,372	5.53
104,972	0.17	1,722,847	2.11	1,570,801	1.91
6,170,334	9.89	6,258,824	7.65	6,335,691	7.70
186,671	0.3	1,558,435	1.9	3,549,089	4.31
0	0.00	0	0.00	0	0.00
62,411,250	100.00	81,820,120	100.00	82,298,699	100.00
防災行政無線整備事業 東西アクセス線整備事業 民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業 地域情報化事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 高田コミュニティセンター整備事業		防災行政無線整備事業 東西アクセス線整備事業 民俗伝統芸能伝承館整備事業 地域情報化事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 災害廃棄物処理事業 道路橋梁災害復旧事業 林道施設災害復旧事業 堆積土砂排除事業 公園施設災害復旧事業 河川施設災害復旧事業 農地・農業施設等災害復旧事業 八代市新型コロナウイルス感染症対策 基金事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 （学校端末整備） 八代市飲食店等緊急特別支援事業 金融円滑化特別資金利子補給事業		東西アクセス線整備事業 防災行政無線整備事業 西片西宮線整備事業 塵芥施設維持管理事業（八代清掃セン ター解体工事） 地域情報化事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 災害廃棄物処理事業 林道施設災害復旧事業 道路橋梁施設災害復旧事業 農地・農業施設等災害復旧事業 堆積土砂排除事業 公園施設災害復旧事業 河川施設災害復旧事業 宅地嵩上げ安全確保事業 新型コロナウイルスワクチン接種事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 （やつしろ未来クーポン券） 新型コロナウイルス感染症対策事業 （熊本県時短要請協力負担金）	

(5) 節別歳出

(単位：千円) (単位：千円)

節	年度	H29	H30	R元	R2	R3
1	報酬	487,775	474,368	491,988	861,650	842,016
2	給料	3,823,410	3,835,379	3,926,458	4,043,922	4,046,915
3	職員手当等	2,951,470	2,994,386	2,906,267	3,302,251	3,110,866
4	共済費	1,469,924	1,480,356	1,527,763	1,511,746	1,530,893
5	災害補償費	1,960	1,319	1,835	1,245	3,184
6	恩給及退職年金	594	594	594	594	594
	賃金	568,127	558,017	562,859	-	-
7	報償費	167,900	218,507	194,627	452,951	709,823
8	旅費	75,909	74,699	75,234	47,788	50,298
9	交際費	922	1,100	986	348	336
10	需用費	1,763,995	1,479,169	1,413,964	1,736,036	1,419,895
11	役務費	316,327	276,575	306,099	350,222	388,702
12	委託料	9,729,272	4,591,737	4,873,822	7,909,778	9,252,908
13	使用料及び賃借料	617,551	625,448	679,377	765,728	811,322
14	工事請負費	9,844,349	9,375,494	7,723,942	7,040,984	13,600,276
15	原材料費	53,465	39,103	38,830	48,609	42,983
16	公有財産購入費	97,065	74,044	65,393	26,384	116,073
17	備品購入費	288,556	252,492	210,589	905,040	812,607
18	負担金補助及び交付金	10,110,609	14,969,249	13,689,894	27,657,005	18,497,715
19	扶助費	10,125,175	9,961,852	10,298,078	10,173,165	10,185,574
20	貸付金	527,757	516,980	517,040	538,720	506,500
21	補償・補てん及び賠償金	184,276	517,498	305,635	192,621	66,416
22	償還金・利子及び割引料	6,263,109	6,348,534	6,361,020	6,422,098	6,571,712
23	投資及び出資金	-	-	-	-	-
24	積立金	462,189	203,311	272,821	1,792,136	3,670,429
25	寄附金	-	-	-	-	-
26	公課費	15,310	8,798	8,705	7,693	7,034
27	繰出金	6,055,188	6,207,208	5,957,430	6,031,406	6,053,628
	合計	66,002,184	65,086,217	62,411,250	81,820,120	82,298,699

7 市 税

(1) 税 率

①普通税

ア 市民税

a 均等割

個人 年額3,500円（平成26年度から）

法人

法人市民税税率

(R5. 4. 1現在)

資本準備金等の額※1	従業員数	均等割額 (千円)
1千万円以下	50人以下	60
	〃 超	144
1千万円超 1億円以下	50人以下	156
	〃 超	180
1億円超 10億円以下	50人以下	192
	〃 超	480
10億円超 50億円以下	50人以下	492
	〃 超	2,100
50億円超	50人以下	492
	〃 超	3,600

※1但し、資本金等の額または調整後の資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の額とする

b 所得割又は法人税割

(i) 個人

課税総所得金額	税 率	
	18年度まで	19年度以降
200万円以下の金額	3%	} 一律6%
700万円以下の金額	8%	
700万円を超える金額	10%	

(ii) 法人 8.4%（令和元年9月30日以前に開始した事業年度は12.1%）

イ 固定資産税 100分の1.6（平成27年度から）

ウ 軽自動車税種別割（年額）（平成28年度から）

a 原動機付自転車

(i) 総排気量が0.050以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの

(ivを除く) 2,000円

(ii) 二輪のもので総排気量が0.050を超え0.090以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円

(iii) 二輪のもので総排気量が0.090を超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの 2,400円

(iv) 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距が0.5メートル以下及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く）で排気量が0.020を超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの 3,700円

b 軽自動車及び小型特殊自動車

(i) 軽自動車

二輪のもの（軽二輪 125cc～250cc 側車付を含む） 3,600円

車種区分			税額（年額）		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

◎グリーン化特例を適用した場合の税率

区分				グリーン化特例適用税率 (令和4年度と5年度)		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
軽自動車	三輪			3,000円	2,000円	1,000円
	四輪以上	乗用	自家用	-	-	2,700円
			営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		貨物用	自家用	-	-	1,300円
			営業用	-	-	1,000円

(ii) 小型特殊自動車

農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む） 2,400円

その他のもの 5,900円

c 二輪の小型自動車（小型二輪 250cc超 側車付を含む） 6,000円

※令和元年10月1日より、軽自動車を取得した際に課税される自動車取得税（県税）に代わり、軽自動車税環境性能割（県徴収）が導入されています。

エ 市たばこ税 1,000本につき6,552円（令和3年10月1日から）

オ 鉱産税 100分の1（ただし、課税標準額が200万円以下の場合は100分の0.7）

②目的税

ア 入湯税（1人1日につき）

a 宿泊の場合 150円（特に市長が認める者については30円）

b 宿泊しない場合又は引続き3日以上滞在する場合 50円

イ 国民健康保険税（令和5年度）

a 基礎課税（賦課限度額65万円）

(i) 所得割 100分の10.6

(ii) 均等割 被保険者1人につき 29,600円

(iii) 平等割 1世帯につき 22,000円

b 後期高齢者支援金（等）課税（賦課限度額22万円）

(i) 所得割 100分の3.3

(ii) 均等割 被保険者1人につき 9,300円

(iii) 平等割 1世帯につき 6,900円

c 介護納付金課税（40歳以上65歳未満の第2号被保険者）（賦課限度額17万円）

(i) 所得割 100分の2.7

(ii) 均等割 第2号被保険者1人につき 14,900円

(2) 市民税の課税標準額段階別税額

令和4年7月1日現在

課税標準額の段階等		令和4年度			
		課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	納税義務者数	
個人	均等割 (A)		206,962	59,132	
	所得割	10万円以下の金額	1,134,520	34,577	2,606
		10万円超 100万円	12,181,478	646,588	20,964
		100万円〃 200万円	22,372,445	1,228,472	15,361
		200万円〃 300万円	15,860,058	886,290	6,466
		300万円〃 400万円	11,796,342	676,774	3,368
		400万円〃 550万円	7,316,226	419,334	1,571
		550万円〃 700万円	2,715,438	154,615	436
		700万円〃 1,000万円	3,485,130	193,774	396
		1,000万円を超える金額	9,794,833	547,423	489
		計 (B)	86,656,470	4,787,847	51,657
	内訳	給与所得	70,117,636	3,936,001	42,478
		営業等所得	3,994,757	228,199	1,845
		農業所得	2,710,337	156,942	869
		その他の所得	4,994,914	277,735	5,979
分離(譲渡所得等)		4,838,826	188,970	486	
法人	均等割 (C)	—	399,343	3,352	
	法人税割 (D)	—	597,546	3,352	
合計 (A) + (B) + (C) + (D)		—	5,991,698		

課税標準額の段階等は総務省の「市町村税課税状況等の調」の区分による。

8 市有財産（物品、基金を除く）

（金額単位：千円）

年 度		R 2		R 3		R 4	
項 目	面積	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)
	本 庁 舎		23,795.58	0.00	23,795.58	27,310.22	23,795.58
その他の 行政機関	警察(消防)施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他の施設	46,591.84	15,028.53	45,698.46	15,028.53	45,698.46	12,633.93
公共用 財 産	学 校	859,760.65	214,688.61	859,966.20	214,378.90	859,966.53	214,323.65
	公 営 住 宅	189,653.37	75,464.16	189,653.37	75,051.78	192,185.72	75,283.28
	公 園	614,627.55	4,575.14	614,627.55	4,587.60	614,694.31	4,574.80
	その他の施設	2,090,044.66	184,482.50	2,091,356.26	186,253.28	2,096,023.98	181,729.85
山 林		8,029,465.24	0.00	8,029,465.24	0.00	8,029,465.24	0.00
普 通 財 産		931,793.43	18,360.61	924,165.76	14,798.76	913,853.18	12,455.39
計		12,785,732.32	512,599.55	12,778,728.42	537,409.07	12,775,683.00	528,789.27
県漁業信用基金協会出資証券		4,200		4,200		4,200	
八代森林組合出資金		24,926		24,926		24,926	
県信用保証協会出捐金		119,100		119,100		119,100	
県農業信用基金協会出資証券		13,230		13,230		13,230	
県農業公社出捐金		1,070		1,070		1,070	
県農業公社出資証券		340		340		340	
県中小企業振興公社出資証券		1,390		1,390		1,390	
県い業経営安定基金協会出資証券		74,890		74,890		74,890	
八代市学校給食会出捐金		5,000		5,000		5,000	
公益財団法人くまもと里海づくり協会出捐金		10,296		10,296		10,296	
県農業後継者育成基金出資金		9,911		9,911		9,911	
八代中高年齢労働者福祉センター出捐金		2,000		2,000		2,000	
(財)県林業従事者育成基金出捐金		21,070		21,070		21,070	
八代市土地開発公社出資金		3,000		3,000		0	
熊本県移植医療推進財団出捐金		7,800		7,800		7,800	
県暴力追放協議会出捐金		3,610		3,610		3,610	
県林業公社出資金		400		400		400	
県さわやか長寿財団出捐金		7,460		7,460		7,460	
県雇用環境整備協会出捐金		18,600		18,600		18,600	
八代市社会福祉事業団基本財産出資金		3,000		3,000		3,000	
八代市社会福祉事業団運用財産出資金		3,500		3,500		3,500	
砂防フロンティア整備機構出資金		102		102		102	
県環境整備事業団出捐金		87		87		87	
地方公共団体金融機構出資金		11,000		11,000		11,000	
株 券		239,276		239,276		239,276	

第三セクター（※本市出資割合50%以上の会社法法人のみ記載）

法人名	設立年月日	資本金	市出資額	市出資比率
さかもと温泉センター株式会社	平成8年4月1日	(千円) 86,450	(千円) 60,000	(%) 69.40
株式会社東陽地区ふるさと公社	平成16年11月1日	50,000	50,000	100.00
株式会社いずみ	平成10年4月1日	55,000	50,000	90.90